

令和5年度茨城県中学校体育大会（総体・新人）における地域スポーツ団体等 （地域クラブ活動）の参加資格の特例について

茨城県中学校体育連盟

参加資格の特例

◎地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生

- (1) 茨城県中学校体育連盟に認定された地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、茨城県中学校体育大会（総体・新人）への参加資格を得た者とする。
- (2) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）から大会に参加をする場合は、4月1日から4月30日までに、登録の手続きを行うこと。（冬季競技の駅伝、スキー、スケートは9月1日～9月30日までとする。）また、選手1人につき320円の登録料を納めること。なお、地区大会、市郡大会から大会参加する場合は、各地区への負担金等を納めること。（登録期間は、翌年3月31日までとする。）

(3) 参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

① 茨城県中学校体育大会（総体・新人）の参加を認める条件

- ア 茨城県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の学齢・修業年限が我が国の中学校と一致していること。（中学校に在籍している生徒であること）。
- ウ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行われていること。
- エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」並びに『茨城県地域クラブ活動ガイドライン』（令和5年2月茨城県教育委員会発出）を遵守していること。
- オ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあっては、当該競技を管轄する中央競技団体もしくは茨城県競技団体に登録されていること。
- カ 予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で茨城県中学校体育大会（総体・新人）につながる大会に参加する場合、在籍中学校での同一競技への大会参加は認めない。その逆も同様である。また、地区予選参加後に、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）を移籍、退部、新規加入した場合、その先での同一競技の出場は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。
- ク 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）による合同チームは認めない。
- ケ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、その組織内に茨城県中学校体育連盟および各競技部と随時連絡が取れる部門を設置し、事務担当者を置くこと。

② 茨城県中学校体育大会（総体・新人）に参加した場合に守るべき条件

- ア 茨城県中学校体育大会（総体・新人）大会要項及び競技規則を遵守するとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加にあっては、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は代表者・指導者が引率するとともに、万一事故の発生に備え、傷害保険に加入するなど万全の事故対策を立てておくこ

と。

ウ 大会参加に要する経費は、当該地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

オ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）が登録する際には、登録用紙に登録市町村を記入する。登録市町村は変更することはできない。

③ 茨城県中学校体育大会（総体・新人）に参加を認めない場合

茨城県中学校体育連盟申請に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

◎拠点校部活動チームの参加

（1）趣旨

茨城県中学校体育大会への参加を認める拠点校部活動は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。市町村教育委員会もしくは、茨城県教育委員会や市町村中学校長会もしくは、県中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

（2）条件

- ① 拠点校として市町村教育委員会もしくは、茨城県教育委員会や市町村中学校長会もしくは、県中学校長会が認めたものであること。
- ② 拠点校に参加する各校は、茨城県中学校体育連盟に加盟していること。
- ③ 拠点校としての大会参加が、各地区中体連に承認されていること。
- ④ 参加者は、開催年度の茨城県中学校体育大会（総体・新人）の参加資格を満たしていること。
- ⑤ 参加申し込み手続きは該当校の校長が行うこと。
- ⑥ 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とすること。

※1 茨城県中学校体育大会（総体・新人）における『参加資格について』は、令和5年4月1日から施行する。

※2 この特例の他、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

※4 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、「茨城県地域クラブ活動ガイドライン」の発出により（3）①エ修正。

※5 「地域スポーツ団体等」から「地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）」に名称変更（令和5年1月17日、日本中学校体育連盟発出、令和5年度全国中学校体育大会における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加資格の特例の内容変更について）より

※6 ◎拠点校部活動チームの参加を追加（令和4年12月6日 日本中学校体育連盟 理事会決定により）

※7 ◎拠点校部活動チームの参加（1）趣旨について一部修正 令和5年5月8日